

証明制度の概要

制度の名称	国語名称 英語名：CoC Sarawak	
対象地域	地域／国：サラワク／マレーシア	
証明制度の概要	証明書の発行母体 名称：STIDC 所在地：サラワク 連絡方法	
	発行手続きの概要 申請－STIDCによる証明－STIDCによる輸出許可証発行－通関－港湾当局／サラワク河川局による港湾通過許可	
	制度は合法性を証明する	
	合法性の定義 木材の輸出はサラワク州政府が制定した政令、指令、規制、法制に沿う	
伐採時点の合法性を確認する仕組み	関連する法令 1954年 森林令 1998年 野生生物保護令（26章） 1998年 国立公園・自然保護区令（27章） 1980年 ラミン材（輸出禁止）令 1991年 ラミン短材・角材（輸出禁止）令 1980年 セペチール材（輸出制限）令 1973年 サラワク木材産業開発公社令（2006年改正） 1975年 材木等級令（1983年改正） 1983年 サラワク木材産業（登録）規制（1999年改正） 1995年 サラワク林業公社令 1967年 関税法	
	想定される違法行為の内容 当局が採択した法・規制・制限・条件・法制等に違反する行為が時にある	
	合法性を確認する文書、その保管・確認手法 関係政府機関による物理的な現場検証	
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み ISO 9001:2000 STIDC、企業の認証登録 ISO 9001/UKAS SFC 治安確保、資産保護、コンプライアンス、持続可能な森林管理 ISO 14001/UKAS SFC 土地所有権及び使用権の証明、森林計画及び経営 ISO 9001:2000 HARDWOOD 木材用丸太の承認、出荷管理、輸出用丸太の検査	
	持続可能性を確認する仕組み	持続可能性の定義 森林令と森林管理計画に規定のとおり：ITTO ガイドラインに基づく
		持続可能性を確認する文書、その保管・確認手法
		第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み ISO 認証を受けたプロセス
		分別管理の仕組み 伐採から輸出までの取引の実態 別添図1内フローチャートの通り
	今後の課題と展望	分別管理を確保する手法 許認可時の森林管理計画にある手順
		第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み サラワク州の SFC、STIDC、HARWOOD、その他関連機関が実施している手順
		システムに対する批判および問題点の認識 施行面の強化と現場での物理的な検証の増加の必要あり
改善の手続き 現行法、規則、規制の施行と適用に携わる人材の養成とスキル向上 人材の強化 各種実施機関間の連携強化		
参考 記述責任者	今後の展望 法規制の抜け穴、隘路、官僚主義に強力に対抗し、解消・軽減するようにする 法規制をより効果的に施行する	
	ホームページ ：www.pusaka.gov.my	
	URL	
	連絡先 ：Datu Haji Len Talif Salleh 氏名、肩書き、所属： STIDC ゼネラルマネジャー Email address:lents@pusaka.gov.my	